

低入札価格調査制度実施要綱

(平成 28 年 1 月 4 日付け 27 契検第 98 号)

(趣旨)

第 1 この要綱は、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和 59 年長野県告示第 60 号）別表の「製造の請負」及び「その他の契約」のうち、請負の契約（以下「その他の請負契約」という。）を競争入札により締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項（第 167 条の 13 において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、落札者を決定することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により、落札者となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査することをいう。
- (2) 失格 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により、次のいずれかに該当することをいう。

ア 低入札価格調査の結果に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めること。

イ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用がある契約を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格が、一定の価格を下回ることを理由として、低入札価格調査を省略し、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めること。

ウ 予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めること。

- (3) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する場合の基準となる価格をいう。
- (4) 失格基準価格 第 2 号のイに該当することにより、失格とする場合の基準となる価格をいう。
- (5) 落札候補者 失格とされた者を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申

し込みをした者、又は価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者をいう。

(対象契約)

第3 予算執行者（県の全ての予算執行者をいう。以下同じ。）は、その他の請負契約を競争入札により締結しようとする場合において、必要があると認めるとき、当該契約をこの要綱の対象（以下「対象契約」という。）とすることができるものとする。

(調査基準価格算定要領等の策定)

第4 本庁の部局（企業局を含む。）、警察本部及び事務局の長等（以下「部長等」という。）は、所管する業務の競争入札に係る調査基準価格（失格基準価格）を算定するための要領（以下「調査基準価格（失格基準価格）算定要領」という。）を策定するものとする。

2 予算執行者は、調査基準価格（失格基準価格）が、予定価格に10分の6を乗じた額から10分の8を乗じた額までの範囲内になるよう、調査基準価格（失格基準価格）算定要領に従い、調査基準価格（失格基準価格）算定基準を策定するものとする。

3 前項にかかわらず、予算執行者は、必要があると認めるときは、前項に規定する額の範囲外で調査基準価格（失格基準価格）算定基準を策定することができるものとする。

4 会計局長は、調査基準価格（失格基準価格）算定基準の策定のため、低入札価格調査制度に関するガイドラインを定めるものとする。

5 第1項から第3項の規定にかかわらず、会計局長が別に定めた調査基準価格（失格基準価格）算定基準を適用するものは、調査基準価格（失格基準価格）算定基準の策定を要しないものとする。

(会計局長への協議)

第5 部長等は、第4第1項の規定により調査基準価格（失格基準価格）算定要領を策定するときは、調査基準価格（失格基準価格）算定要領策定協議書（様式1）により、あらかじめ会計局長に協議するものとする。

2 予算執行者は、第4第3項の規定により調査基準価格（失格基準価格）算定基準を策定しようとするときは、調査基準価格（失格基準価格）算定基準策定協議書（様式2）により、あらかじめ会計局長に協議するものとする。

(調査基準価格及び失格基準価格の設定)

第6 予算執行者は、対象契約の競争入札に当たり、調査基準価格（失格基準価格）算定基準に基づき調査基準価格及び必要に応じて失格基準価格を定めるものとする。

(入札参加者への周知)

第7 予算執行者は、入札公告において、調査基準価格を設定したときは第1号の内容を、失格基準価格を設定したときは第2号の内容を入札説明書に記載し、入札参加者に周知するものとする。

(1) 調査基準価格を設定したとき

ア 調査基準価格を設定していること。

イ 調査基準価格を下回った入札者は、最低価格の入札者であっても落札者とならない場合があること。

ウ 調査基準価格を下回った入札者は、入札後に、当該入札価格の根拠となる詳細資料（以下「根拠資料」という。）を提出しなければならないこと。

エ 調査基準価格を下回った入札者は、事後の事情聴取等に協力しなければならないこと。

(2) 失格基準価格を設定したとき

ア 失格基準価格を設定していること。

イ 失格基準価格を下回った入札者は、落札者とならないこと。

(落札候補者等への通知)

第8 予算執行者は、入札において、調査基準価格を上回る入札者が落札候補者となった場合は第1号の手続を、調査基準価格を下回る入札者が落札候補者となった場合は第2号の手続を行うものとする。

(1) 落札候補者に落札した旨を通知するとともに、その旨を公表すること。

(2) 落札候補者に落札候補者となり低入札価格調査を行う旨を通知するとともに、その旨を公表すること。

2 前項第1号の通知は様式3により、第2号の通知は様式4により行うものとする。

3 予算執行者は、失格基準価格を定めた場合においては、失格基準価格を下回る入札者がいる場合は、その旨を公表するものとする。

(低入札価格調査審査委員会の設置)

第9 予算執行者は、第8第1項第2号の手続を行ったときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査及び審査を行うために、低入札価格調査審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、5人程度で組織するものとする。

3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員等は、予算執行者が次の表を標準として指名するものとする。

| 発注機関 | 委員長 | 副委員長 | 委員 |
|-------|-------|--------|---------------|
| 本庁の場合 | 業務等主管 | 業務等主管課 | 業務等主管課又は業務等関係 |

| | 課長 | 課長補佐 | 課の職員 |
|---------|--------|---------|-------------------|
| 現地機関の場合 | 現地機関の長 | 業務等担当課長 | 業務等担当課又は業務等関係課の職員 |

4 委員会の設置及び運営については、予算執行者が別に定めるものとする。

(低入札価格調査の実施)

第10 委員会は、第9により設置されたときは、落札候補者に係る低入札価格調査を実施する。

2 予算執行者は、低入札価格調査の実施のために、次の各号に掲げる内容について、落札候補者に根拠資料の提出を求め、事情聴取を行い、関係機関への照会等を行うものとする。

- (1) 入札価格の理由又は根拠
- (2) 従事者の資格及び具体的な採用見通し
- (3) 資機材・消耗品等の保有状況又は調達見通し
- (4) 履行中の同種業務の状況
- (5) 同種業務の実績
- (6) 経営状況
- (7) その他必要な事項

(低入札価格調査後の手続)

第11 予算執行者は、第10により委員会による調査が行われた場合において、落札候補者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは第1号の手続を、おそれがあると認めるときは第2号の手続を行うものとする。

- (1) 落札候補者に落札した旨を通知するとともに、その旨を公表すること。
- (2) 落札候補者に失格となった旨及びその理由を通知するとともに、他に落札候補者となった者がいる場合はアの手続を、いない場合はイの手続を行うこと。
 - ア 再度、第8から第11までの手続を行うこと。
 - イ 落札者がいなかった旨を公表すること。

2 前項第1号の通知は様式5により、第2号の通知は様式6により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月4日から施行し、同日の入札公告の案件から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行し、同日の入札公告の案件から適用する。

(様式1)(第5関係)

調査基準価格(失格基準価格)算定要領策定協議書

第 号
令和 年 月 日

会計局長様

部(局)長

下記の業務について、低入札価格調査制度実施要綱第5第1項の規定により、調査基準価格(失格基準価格)算定要領の策定について協議します。

記

| 業務名 | |
|----------------------------|--|
| 調査基準価格 (失格基準価格) 算定要領 | |

(様式2)(第5関係)

調査基準価格(失格基準価格)算定基準策定協議書

第 号
令和 年 月 日

会計局長様

予算執行者

下記の業務について、調査基準価格制度実施要綱第5第2項の規定により、調査基準価格(失格基準価格)算定基準の策定について協議します。

記

| | |
|--------------------------------|--|
| 業務名 | |
| 履行期間 | |
| 入札予定日 | |
| 調査基準価格 (失格基準価格) 算定基準 | |
| 調査基準価格制度実施要綱第4第2項の額の範囲外で設定する理由 | |

(様式3) (第10関係)

第 号
令和 年 月 日

落札者 様

予算執行者

競争入札の落札について (通知)

令和 年 月 日に開札した下記の業務について、貴社の落札が決定しましたので、下記の事項に留意の上、契約の手続を行ってください。

記

- 1 業務名
- 2 業務箇所名
- 3 契約期間
- 4 落札金額
- 5 提出書類
- 6 提出期限
- 7 その他

(様式4)(第10関係)

第 号
令和 年 月 日

落札候補者 様

予算執行者

低入札価格調査の実施について（通知）

令和 年 月 日に開札した下記の業務について、(先に公表しました〇〇に係る低入札価格調査の結果、失格となりましたので、) 貴社が落札候補者となりました。ただし、低入札価格調査の基準価格を下回りましたので、低入札価格調査制度実施要綱に基づく低入札価格調査を実施します。

つきましては、当該入札に係る根拠資料を下記により提出してください。

なお、提出された資料を審査し、後日、調査のための事情聴取を実施します。

記

- 1 業務名
- 2 提出資料
- 3 提出部数
- 4 提出期限
- 5 提出方法
- 6 その他

(注) () は、要綱第11の規定により第8の手続を行う場合(〇〇には、前の落札候補者名を記載)

(様式5)(第13関係)

第 号
令和 年 月 日

調査対象者 様

予算執行者

低入札価格調査の結果について（通知）

令和 年 月 日に開札した下記の業務について、低入札価格調査を実施した結果、契約の内容に適合した履行がされると認められますので、貴社の落札を決定します。

つきましては、下記の事項に留意の上、契約の手続を行ってください。

記

- 1 業務名
- 2 業務箇所名
- 3 契約期間
- 4 落札金額
- 5 提出書類
- 6 提出期限
- 7 その他

(様式6)(第13関係)

第 号
令和 年 月 日

調査対象者 様

予算執行者

低入札価格調査の結果について（通知）

令和 年 月 日に開札した下記の業務について、低入札価格調査を実施した結果、下記の理由により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められますので、貴社の入札は失格とします。

記

- 1 業務名
- 2 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた理由